

第58期定時株主総会招集ご通知  
【電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項】

業務の適正を確保するための  
体制及びその運用状況  
連結注記表  
個別注記表

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

株式会社フェリシモ

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの基本方針」について、以下のとおり決議しております。

### ① 業務の適正を確保するための基本方針

- イ. 当社の経営目的は経営理念の実践にあり、経営理念の実践をすべての企業活動の根本とする。
- ロ. 当社は、しあわせ社会学の確立と実践を経営理念と定め、事業活動を通じて、永続的発展的なしあわせ社会を創造することを目指す。
- ハ. 当社は、事業活動を通じてお客さま、従業員、ビジネスパートナー、株主の皆さま、それぞれの価値の調和をとりながらしあわせ社会価値を高めることを目指す。
- ニ. 当社の使命は、しあわせ社会価値の伝播と高次化にあり、その結果として売上、利益がもたらされ、この使命と結果の順序が重要と考える。
- ホ. 当社は、経営理念の実践をより実効的にするため行動規範（コーポレート・スタイル）を制定し、当社グループ内への浸透を図る。

### ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社の取締役は、経営理念に則った価値観に基づく行動を率先垂範し、当社グループ内へ法令、定款及び企業倫理の順守の徹底を図る。
- ロ. 当社は、監査等委員である社外取締役を委員として含むコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の維持発展を行う。
- ハ. 当社は、コンプライアンス相談窓口を設置し、法令、定款及び社内規程等に違反する事実やそのおそれがある行為を早期に発見し、是正するための仕組みを構築し、維持する。
- ニ. 内部監査室は、各部門の業務監査を行い、必要に応じて体制の整備や改善について代表取締役社長に報告する。

### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、定款及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
- ロ. 取締役は、前項の情報をいつでも閲覧することができる。

### ④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体を取り巻くリスクを適切に管理するためリスク管理規程を制定し、リスク対応の実効性を高めるためリスク委員会を設置する。

### ⑤ 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項について機動的な意思決定を行う。
- ロ. 取締役は、取締役会で決定した経営方針及び事業計画に基づき効率的な職務執行を行い、その進捗状況を適宜に取締役会に報告する。
- ハ. 職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行の効率化を図る。

### ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理の方針と体制を定め、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る。
- ロ. 当社取締役会は、定期的に関係会社の経営成績及び財政状態等について担当取締役より報告を受け、継続的に管理体制の改善及び向上に努める。
- ハ. 内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と連携し、定期的に関係会社の監査を実施する。

- ⑦ 監査等委員会を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。
  - ロ. 監査等委員会を補助するスタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとし、当該スタッフに対する指揮命令は、原則として同委員会委員長が行うものとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- イ. 当社及び子会社の取締役及び従業員は、当社グループに重大な損害を与える事項や重大な法令・定款違反行為または不正行為を発見したときは、速やかに当社監査等委員会に報告する。
  - ロ. 当社監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社及び子会社の取締役及び従業員に求めることができる。
  - ハ. 当社は、前2項に従い監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について、その前払等の請求があるときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
  - ロ. 監査等委員が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの費用は、監査費用として認める。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、役員（代表取締役、業務執行担当取締役、執行役員）と定期的なミーティングを開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
  - ロ. 監査等委員会は、取締役会のほか重要と思われる会議に出席し、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について役員（代表取締役、業務執行担当取締役、執行役員）及び従業員に対して説明を求めることができる。

当社では、上記の基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

#### コンプライアンスに対する取組み状況

取締役及び総務部門が中心となり、経営理念及び行動規範の周知と浸透を図るとともに、法務部門が業務に関連する法令順守のための実務担当者を対象とした連絡会及び社内研修会を、総務部門がハラスメント防止のための社内研修会を実施いたしました。また、社内外に設置しておりますコンプライアンス相談窓口につきましても社内に周知し、その活用を図っております。

#### 損失の危険の管理に対する取組み状況

リスク管理規程に基づき、想定されるリスクを抽出・評価し、定期的にリスク委員会を開催しリスク管理活動のモニタリングを実施いたしました。

#### 職務執行の効率性及び適正の確保に対する取組み状況

毎月定期的開催する取締役会及び業務執行担当取締役と執行役員をメンバーとする経営委員会において、月次業績の分析、評価及び今後の対策の検討を行ったほか、業務の執行状況等につきましても報告が行われました。

#### 監査等委員会による監査の実効性の確保に対する取組み状況

監査等委員全員が取締役会に出席しております。また、監査等委員会を補助するスタッフがその他の社内重要会議へ出席し、取締役等から業績、経営計画等に関する報告を受けたほか稟議書を閲覧するなど、監査等委員会においてそれらの内容を報告しております。さらに、監査等委員会は代表取締役、業務執行担当取締役、執行役員、会計監査人、内部監査室等と定期的なミーティングを開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図りました。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及びその連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社cd.  
株式会社hope for

##### ② 非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社はありません。
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・持分法適用の関連会社の名称 株式会社Antenna

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社はありません。
- ・主要な関連会社の名称 主要な関連会社はありません。
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

- ・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

：時価法

###### ハ. 棚卸資産

- ・ 商品
- ：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
- ：定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに（リース資産を除く）に2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- ロ. 無形固定資産
- ：定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ハ. リース資産
- ：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 : 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 売上値引引当金 : 顧客に対して発行された値引クーポン（金券）が、将来使用される際の売上値引に備えるため、値引クーポン期末既発行残高及び予想使用率に基づいて算出した金額を計上しております。
- ハ. 販売促進引当金 : 販売促進目的で発行されたフェリシモ・ポイントが将来引換えられる際の景品費用支出に備えるため、フェリシモ・ポイント期末既発行残高及び予想引換率等に基づいて算出した金額を計上しております。
- ニ. 賞与引当金 : 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・商品の販売に係る収益認識

当社グループは、主に服飾・服飾雑貨及び生活関連品等の通信販売を行っており、このような商品の販売については、多くの場合、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に計上し、収益から控除しております。

顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から商品の仕入先への支払額を控除した純額で収益を認識しております。

・自社ポイントプログラムに係る収益認識

顧客の購入金額に応じて発行したフェリシモ・ポイントを履行義務として識別し、取引価格から将来顧客により行使されると見込まれる金額を控除し収益を認識しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法 : 繰延ヘッジ処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象 : ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…外貨建予定取引

・ヘッジ方針 : 外貨建予定取引の為替変動リスクを回避する目的で、為替予約取引により管理しております。

・ヘッジ有効性評価の方法 : ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

主な変更点は、以下のとおりであります。

#### ① 代理人取引に係る収益認識

従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から商品の仕入先への支払額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

#### ② 返品される可能性のある商品販売取引に係る収益認識

従来は、商品の返品による損失に備えるため、過去の返品率等に基づき、返品損失見込額を「返品調整引当金」として計上しておりましたが、予想される返品部分に関しては販売時に収益を認識しない方法に変更しており、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、商品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

#### ③ 自社ポイントプログラムに係る収益認識

従来は、顧客の購入金額に応じて発行されたフェリシモ・ポイントが将来引換えられる際の景品費用支出に備えるため、フェリシモ・ポイント期末既発行残高及び予想引換率等に基づいて算出した金額を「販売促進引当金」として計上しておりましたが、発行したポイントを履行義務として識別し、取引価格から将来顧客により行使されると見込まれる金額を控除し収益を認識する方法に変更しており、将来引換えられると見込まれる商品の対価を「契約負債」として表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は562百万円減少し、売上総利益は84百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ23百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は203百万円減少しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「助成金収入」は3百万円であります。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### (1) 商品の評価

###### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|                  | 当連結会計年度  |
|------------------|----------|
| 商品               | 4,691百万円 |
| 棚卸資産評価損（売上原価に含む） | 66百万円    |

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。また、棚卸資産評価損を計上するにあたり、正常な営業循環過程から外れた滞留品について、期間の経過とともにその価値が低下するとの仮定に基づき、定期的に帳簿価額を切下げる方法によって評価損を計上しております。一定年数を経過した滞留品については、帳簿価額の全額について評価損を計上しております。なお、当該仮定は、将来の市場動向の変化等によって見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 繰延税金資産の回収可能性

###### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        | 当連結会計年度 |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 220百万円  |

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌連結会計年度の事業計画を基礎としており、過去（3年）及び当連結会計年度の経営成績や納税状況等を総合的に勘案し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）による企業分類を行い課税所得の見積可能期間を決定し、繰延税金資産の回収可能額を算定しております。

繰延税金資産の回収可能性の検討においては、課税所得の発生見込に係る判断を主要な仮定としておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の経営成績が見積りと異なった場合には、評価性引当額の計上又は取崩しに伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,970百万円

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 10,043千株      | 一千株          | 一千株          | 10,043千株     |

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 2,920千株       | 一千株          | 一千株          | 2,920千株      |

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2022年5月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 106百万円 | 15円      | 2022年2月28日 | 2022年5月27日 |

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|-------|----------|------------|------------|
| 2023年5月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 106百万円 | 利益剰余金 | 15円      | 2023年2月28日 | 2023年5月31日 |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、余裕資金の運用を目的として、安全で流動性の高い金融商品で運用を行っております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。電子記録債権及び信託受益権は、委託者等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に債券及び投資信託等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、支払信託は、そのほとんどが5ヵ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、販売管理担当部門が定期的にモニタリングし期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、経理規程に従い、財務担当部門において、格付情報及び信用状況等の把握を定期的実施しリスクを管理しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた仕入管理規程に従い、財務担当部門が決済担当者の承認を得て行っており、為替予約取引の残高状況、評価損益状況を常時把握しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|              | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|---------------------|----------|----------|
| 投資有価証券(*2)   | 1,328               | 1,328    | —        |
| 長期預金         | 500                 | 500      | 0        |
| 資産計          | 1,828               | 1,828    | 0        |
| デリバティブ取引(*3) | (4)                 | (4)      | —        |

(\*1) 「現金及び預金」「売掛金」「信託受益権」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「支払信託」については、現金であること、預金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額83百万円）については、市場価格のない株式等であることから「投資有価証券」には含めておりません。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分       | 時価 (百万円) |       |      |       |
|----------|----------|-------|------|-------|
|          | レベル1     | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券   |          |       |      |       |
| その他有価証券  |          |       |      |       |
| 社債       | —        | 1,179 | —    | 1,179 |
| 資産計      | —        | 1,179 | —    | 1,179 |
| デリバティブ取引 |          |       |      |       |
| 通貨       | —        | 4     | —    | 4     |
| 負債計      | —        | 4     | —    | 4     |

(注) 投資信託等の時価は上記には含めておりません。投資信託等の連結貸借対照表計上額は149百万円であります。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分   | 時価 (百万円) |      |      |     |
|------|----------|------|------|-----|
|      | レベル1     | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 長期預金 | —        | 500  | —    | 500 |
| 資産計  | —        | 500  | —    | 500 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、その将来キャッシュ・フローと預金利率を基に割引現在価値法により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,791円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 94円26銭    |

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分            | 当連結会計年度 |
|---------------|---------|
| 服飾・服飾雑貨       | 22,599  |
| 生活関連品         | 7,814   |
| その他           | 1,745   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 32,160  |
| 外部顧客への売上高     | 32,160  |

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項 イ. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

- ① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

|                      | 当連結会計年度 |
|----------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 3,009   |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 3,026   |
| 契約負債 (期首残高)          | 373     |
| 契約負債 (期末残高)          | 397     |

契約負債は、当社が発行したフェリシモ・ポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益の額うち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、176百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、当社が発行したフェリシモ・ポイントについて残存履行義務に配分した取引価格の総額は397百万円であります。顧客が権利行使をする可能性があると考えられる今後1年から4年の間で収益として認識することを見込んでおります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
- ・其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

：時価法

##### ③ 棚卸資産

- ・商品
- ：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）：定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 12年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）：定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

：売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 売上値引引当金

：顧客に対して発行された値引クーポン（金券）が、将来使用される際の売上値引に備えるため、値引クーポン期末既発行残高及び予想使用率に基づいて算出した金額を計上しております。

##### ③ 販売促進引当金

：販売促進目的で発行されたフェリシモ・ポイントが将来引換えられる際の景品費用支出に備えるため、フェリシモ・ポイント期末既発行残高及び予想引換率等に基づいて算出した金額を計上しております。

##### ④ 賞与引当金

：従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ⑤ 退職給付引当金

：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

###### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

###### ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

###### ・商品の販売に係る収益認識

当社は、主に服飾・服飾雑貨及び生活関連商品等の通信販売を行っており、このような商品の販売については、多くの場合、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に計上し、収益から控除しております。

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から商品の仕入先への支払額を控除した純額で収益を認識しております。

###### ・自社ポイントプログラムに係る収益認識

顧客の購入金額に応じて発行したフェリシモ・ポイントを履行義務として識別し、取引価格から将来顧客により行使されると見込まれる金額を控除し収益を認識しております。

##### ② 重要なヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法 : 繰延ヘッジ処理によっております。
  - ・ヘッジ手段とヘッジ対象 : ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…外貨建予定取引
  - ・ヘッジ方針 : 外貨建予定取引の為替変動リスクを回避する目的で、為替予約取引により管理しております。
  - ・ヘッジ有効性評価の方法 : ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理 : 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

主な変更点は、以下のとおりであります。

#### ① 代理人取引に係る収益認識

従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から商品の仕入先への支払額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

#### ② 返品される可能性のある商品販売取引に係る収益認識

従来は、商品の返品による損失に備えるため、過去の返品率等に基づき、返品損失見込額を「返品調整引当金」として計上しておりましたが、予想される返品部分に関しては販売時に収益を認識しない方法に変更しており、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、商品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

#### ③ 自社ポイントプログラムに係る収益認識

従来は、顧客の購入金額に応じて発行されたフェリシモ・ポイントが将来引換えられる際の景品費用支出に

備えるため、フェリシモ・ポイント期末既発行残高及び予想引換率等に基づいて算出した金額を「販売促進引当金」として計上しておりましたが、発行したポイントを履行義務として識別し、取引価格から将来顧客により行使されると見込まれる金額を控除し収益を認識する方法に変更しており、将来引換えられると見込まれる商品の対価を「契約負債」として表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は559百万円減少し、売上総利益は84百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ23百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は203百万円減少しております。

#### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 商品の評価

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|                  | 当事業年度    |
|------------------|----------|
| 商品               | 4,598百万円 |
| 棚卸資産評価損（売上原価に含む） | 59百万円    |

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

#### (2) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度  |
|--------|--------|
| 繰延税金資産 | 220百万円 |

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,969百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 23百万円 |
| 短期金銭債務 | 10百万円 |

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |       |
|------------|-------|
| 売上高        | 57百万円 |
| 仕入高        | 11百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 14百万円 |
| 営業取引以外     | 18百万円 |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,920千株     | 一千株        | 一千株        | 2,920千株    |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(百万円)

|              |        |
|--------------|--------|
| 繰延税金資産       |        |
| 契約負債         | 121    |
| 販売促進引当金      | 29     |
| 賞与引当金        | 51     |
| 商品評価損等       | 69     |
| 退職給付引当金      | 887    |
| 減価償却費        | 0      |
| 減損損失         | 915    |
| 繰越欠損金        | 110    |
| その他          | 181    |
| 繰延税金資産小計     | 2,368  |
| 評価性引当額       | △2,141 |
| 繰延税金資産合計     | 227    |
| 繰延税金負債       |        |
| その他有価証券評価差額金 | △6     |
| 繰延税金負債合計     | △6     |
| 繰延税金資産の純額    | 220    |

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,761円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 110円72銭   |

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。